

議第83号

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する
寄附金を定める条例の一部を改正する条例の制定について

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を
定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月17日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する
寄附金を定める条例の一部を改正する条例

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を
定める条例の一部を次のように改正する。

本則の表特定非営利活動法人 F a S o L a b o 京都の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年11月 1 日から施行する。

提案理由

特定非営利活動法人 F a S o L a b o 京都に対する寄附金を地方税法第
314条の 7 第 1 項第 4 号に規定する寄附金から除外する必要があるので提案
する。